

○文部科学省防災業務計画新旧対照表

(赤字傍線部分は修正箇所)

修 正 後	現 行
文部科学省防災業務計画	文部科学省防災業務計画
<p>第1編 総則</p> <p>第1節 この計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項及び第37条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第<u>5</u>条第1項の規定に基づき、文部科学省の所掌事務について、防災に関する必要な事項を定め、もって防災行政を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p> <p>第2節 （略）</p> <p>第3節 防災体制の確立</p> <p>第1 文部科学省における防災体制の整備</p> <p>（1）防災に関する事務分掌</p> <ul style="list-style-type: none"> 文部科学省の所掌する防災に関する事務は、文部科学省組織令に規定する大臣官房及び各局並びにスポーツ庁の所掌事務に係る防災に関する事務とする。その事務処理は、この防災業務計画において定めた諸計画に基づいて、それぞれ関係局課の所掌事務に応じ、組織的、計画的に実施するとともに、相互の連絡協調を図り、この計画の目標の達成に努める。 <p>（略）</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第1節 この計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項及び第37条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第<u>6</u>条第1項の規定に基づき、文部科学省の所掌事務について、防災に関する必要な事項を定め、もって防災行政を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p> <p>第2節 （略）</p> <p>第3節 防災体制の確立</p> <p>第1 文部科学省における防災体制の整備</p> <p>（1）防災に関する事務分掌</p> <ul style="list-style-type: none"> 文部科学省の所掌する防災に関する事務は、文部科学省組織令に規定する大臣官房及び各局<u>課</u>並びにスポーツ庁の所掌事務に係る防災に関する事務とする。その事務処理は、この防災業務計画において定めた諸計画に基づいて、それぞれ関係局課の所掌事務に応じ、組織的、計画的に実施するとともに、相互の連絡協調を図り、この計画の目標の達成に努める。 <p>（略）</p>

<p>(2)～(9) (略)</p> <p>第2～4 (略)</p>	<p>(2)～(9) (略)</p> <p>第2～4 (略)</p>
<p>第2編 地震災害対策</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節～第6節 (略)</p> <p>第7節 地震調査研究推進本部に関する業務の実施</p> <p>地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)に<u>おいて</u>、地震調査研究推進本部は、地震に関する<u>観測、測量、調査及び研究の推進についての</u>総合的かつ基本的な施策の立案、関係行政機関の<u>地震に関する調査研究</u>予算等の事務の調整、<u>地震に関する総合的な調査観測計画の策定を行うとともに、地震に関する観測、測量、調査又は研究を行う</u>関係行政機関、大学等の調査結果等を<u>収集・整理・分析の上、総合的な評価を行い、これに基づく広報を行うものとされており、これらに関する</u>事務を円滑に実施するため、地震調査研究推進本部の庶務を適切に実施するとともに、地震調査研究推進本部の方針に基づき、関係省庁との密接な連携の下に必要な業務を実施する。</p> <p>第2章～第4章 (略)</p>	<p>第2編 地震災害対策</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節～第6節 (略)</p> <p>第7節 地震調査研究推進本部に関する業務の実施</p> <p>地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)に<u>基づき</u>地震調査研究推進本部が行う、地震に関する調査研究に<u>関する</u>総合的かつ基本的な施策の立案、関係行政機関の予算等の事務の調整、<u>総合的な調査観測計画の策定</u>、関係行政機関、大学等の調査結果等の<u>収集、整理、分析及び評価並びにそれに基づく広報等</u>の事務を円滑に実施するため、地震調査研究推進本部の庶務を適切に実施するとともに、地震調査研究推進本部の方針に基づき、関係省庁との密接な連携の下に必要な業務を実施する。</p> <p>第2章～第4章 (略)</p>
<p>第3編 (略)</p> <p>第4編 風水害その他の災害対策</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>風水害等のように事前に警戒態勢を<u>とり</u>得る場合については、第2編 第2章 第1節から第8節までによるほか、次に掲げる応急措置を講ずる。</p> <p>第1節～第3節 (略)</p>	<p>第3編 (略)</p> <p>第4編 風水害その他の災害対策</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>風水害等のように事前に警戒態勢を<u>取り</u>得る場合については、第2編 第2章 第1節から第8節までによるほか、次に掲げる応急措置を講ずる。</p> <p>第1節～第3節 (略)</p>

第3章・第4章 (略)	第3章・第4章 (略)
第5編・第6編 (略)	第5編・第6編 (略)
第7編 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画 (略)	第7編 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画 (略)
第1節 地震防災体制の整備	第1節 地震防災体制の整備
第1 文部科学省等における地震防災体制の整備	第1 文部科学省等における地震防災体制の整備
・ 文部科学省は、本編で定めるところにより、地震防災応急対策等を実施するとともに、学校等における地震防災応急対策等の計画及び実施について、都県若しくは市町村の地震防災強化計画又は学校等における地震防災応急計画において具体的に定めるよう都県、市町村、国立学校等若しくは私立大学等に対し、必要な指導及び助言を行う。	・ 文部科学省は、本編で定めるところにより、地震防災応急対策等を実施するとともに、学校等における地震防災応急対策等の計画及び実施について、都県若しくは市町村の地震防災強化計画又は <u>国立学校等若しくは私立大学等</u> における地震防災応急計画において具体的に定めるよう都県、市町村、国立学校等若しくは私立大学等に対し、必要な指導及び助言を行う。
・ (略)	・ (略)
第2 (略)	第2 (略)
第2節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項	第2節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項
第1～第4 (略)	第1～第4 (略)
第5 地震災害発災後に備えた資機材、人員等の配備手配	第5 地震災害発災後に備えた資機材、人員等の配備手配
・ 学校等において、地震災害発生後に備えた資機材、人員等の配備手配について <u>計画</u> に明示するよう、指導及び助言を行う。	・ 学校等において、地震災害発生後に備えた資機材、人員等の配備手配について明示するよう、指導及び助言を行う。
第6 (略)	第6 (略)
第7 警戒宣言発令時の広報	第7 警戒宣言発令時の広報
・ 学校等において、警戒宣言が発せられた場合における東海地震予知情報等の内容、交通規制の実施状況等について、児童生徒等当該施設の利用者等に対して行う緊急広報の方法を <u>計画</u> に明示するよう、指導及び助言を行う。	・ 学校等において、警戒宣言が発せられた場合における東海地震予知情報等の内容、交通規制の実施状況等について、児童生徒等当該施設の利用者等に対して行う緊急広報の方法を明示するよう、指導及び助言を行う。

第8 施設の管理又は運営に関する対策

・ 動物園及び大学等の動物実験施設において、警戒宣言が発せられた場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所及び実施体制を計画に明示するとともに、地震発生の場合の危険防止措置の具体的内容、実施方法等について明示するよう、指導及び助言を行う。

・ 学校等において、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全上実施すべき措置について計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

この場合において、地震の発生の危険に鑑み、原則として、工事の中断の措置を講ずる。特別の必要により補強、落下防止等の措置を実施するものについては、作業員の安全に特に配慮する。

・ 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵又は取扱いを行う施設を有する学校等において、地震が発生した場合に生じる可能性のある火災等を防止するため必要な緊急点検、巡視の実施等の応急的保安措置に関する事項について、授業、実験、研究、治療等の状況及び時間帯を考慮して計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

・ (略)

第9 警戒宣言に伴う退避等

・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校の児童生徒等の保護の方法について、次のとおり取り扱うよう、指導及び助言を行う。

ア～ウ (略)

・ 高等学校、中等教育学校（後期課程）、大学及び高等専門学校等の生徒、学生の退避等について、学校の置かれている状況等に応じ適切に定めるよう、指

第8 施設の管理又は運営に関する対策

・ 動物園及び大学等の動物実験施設において、警戒宣言が発せられた場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所及び実施体制を明示するとともに、地震発生の場合の危険防止措置の具体的内容、実施方法等について明示するよう、指導及び助言を行う。

・ 学校等において、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全上実施すべき措置について明示するよう、指導及び助言を行う。

この場合において、地震の発生の危険に鑑み、原則として、工事の中断の措置を講ずる。特別の必要により補強、落下防止等の措置を実施するものについては、作業員の安全に特に配慮する。

・ 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵又は取扱いを行う施設を有する学校等において、地震が発生した場合に生じる可能性のある火災等を防止するため必要な緊急点検、巡視の実施等の応急的保安措置に関する事項について、授業、実験、研究、治療等の状況及び時間帯を考慮して明示するよう、指導及び助言を行う。

・ (略)

第9 警戒宣言に伴う退避等

・ 幼稚園、小学校、中学校及び特殊教育諸学校の児童生徒等の保護の方法について、次のとおり取り扱うよう、指導及び助言を行う。

ア～ウ (略)

・ 高等学校、大学等の生徒、学生の退避等について、学校の置かれている状況等に応じ適切に定めるよう、指導及び助言を行う。

導及び助言を行う。

・ 大学病院，社会教育施設，社会体育施設等不特定かつ多数の者が出入りする施設（以下「大学病院等」という。）において，患者，観客，顧客，宿泊者等に東海地震予知情報等を伝達する方法を計画に明示するとともに，これらの者の退避の誘導方法及び退避誘導実施責任者又は安全確保のための措置を計画に明示するよう，指導及び助言を行う。

・ 学校等が避難対象地区にあるときは，指定避難所等，避難ルート，避難誘導方法，避難誘導実施責任者等を計画に具体的に明示するよう，指導及び助言を行う。

・ （略）

・ 学校等で運営する避難生活について，原則屋外とするよう，指導及び助言を行う。

ただし，児童生徒等の災害時要援護者の保護のため，安全性を勘案の上，必要に応じ屋内における避難生活を運営できる。

・ （略）

第3節 大規模な地震に係る防災訓練に関する事項

強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施し，その実施内容，方法等を計画に明示する。

また，都県，市町村及び学校等において，強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施し，その実施内容，方法等を計画に明示するよう，指導及び助言を行う。

（略）

第4節 （略）

・ 大学病院，社会教育施設，社会体育施設等不特定かつ多数の者が出入りする施設（以下「大学病院等」という。）において，患者，観客，顧客，宿泊者等に東海地震予知情報等を伝達する方法を明示するとともに，これらの者の退避の誘導方法及び退避誘導実施責任者又は安全確保のための措置を明示するよう，指導及び助言を行う。

・ 学校等が避難対象地区にあるときは，指定避難所等，避難ルート，避難誘導方法，避難誘導実施責任者等を具体的に明示するよう，指導及び助言を行う。

・ （略）

・ 学校等で運営する避難生活について，原則屋外によるよう，指導及び助言を行う。

ただし，児童生徒等の災害時要援護者の保護のため，安全性を勘案の上，必要に応じ屋内における避難生活を運営できる。

・ （略）

第3節 大規模な地震に係る防災訓練に関する事項

強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施し，その実施内容，方法等を明示する。

また，都県，市町村及び学校等において，強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施し，その実施内容，方法等を明示するよう，指導及び助言を行う。

（略）

第4節 （略）

第8編 南海トラフ地震防災対策推進計画

(略)

第1節 防災体制に関する事項

第1 文部科学省等における防災体制の整備

・ 文部科学省は、第2編 地震災害対策によるほか、本編で定めるところにより、地震防災対策を実施するとともに、学校等における地震防災対策の計画及び実施について、都府県若しくは市町村の推進計画又は学校等における対策計画において具体的に定めるよう都府県、市町村、国立学校等又は私立大学等に対し、必要な指導及び助言を行う。

・ (略)

・ (略)

第2 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

・ (略)

・ 都府県、市町村及び学校等において、南海トラフ地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発せられた場合における的確な応急対策の実施のため、担当職員の緊急参集、災害対策本部等の設置等に関する事項について計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

第3 地震発生時の応急対策

・ 都府県、市町村及び学校等において、南海トラフ地震が発生した場合における被害の防止・軽減のため、地震及び津波の状況、被害状況等の情報の収集・伝達、必要な要員の緊急参集・配置、通信の確保、施設の緊急点検・巡視、及び二次災害防止のための必要な措置等の必要な応急対策について計画に明示す

第8編 南海トラフ地震防災対策推進計画

(略)

第1節 防災体制に関する事項

第1 文部科学省等における防災体制の整備

・ 文部科学省は、第2編 地震災害対策によるほか、本編で定めるところにより、地震防災対策を実施するとともに、学校等における地震防災対策の計画及び実施について、都府県若しくは市町村の推進計画又は国立学校等若しくは私立大学等における対策計画において具体的に定めるよう都府県、市町村、国立学校等又は私立大学等に対し、必要な指導及び助言を行う。

・ (略)

・ (略)

第2 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

・ (略)

・ 都府県、市町村及び学校等において、南海トラフ地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発せられた場合における的確な応急対策の実施のため、担当職員の緊急参集、災害対策本部等の設置等に関する事項について明示するよう、指導及び助言を行う。

第3 地震発生時の応急対策

・ 都府県、市町村及び学校等において、南海トラフ地震が発生した場合における被害の防止・軽減のため、地震及び津波の状況、被害状況等の情報の収集・伝達、必要な要員の緊急参集・配置、通信の確保、施設の緊急点検・巡視、及び二次災害防止のための必要な措置等の必要な応急対策について明示するよ

るよう、指導及び助言を行う。

第4 物資の備蓄

・ 学校等において、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために、必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資の備蓄計画を作成し、計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

(略)

第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

第1 津波に関する情報の伝達等

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

・ 大学病院等において、患者、観客、宿泊者等に対し、津波警報等を伝達する方法を計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

また、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、津波警報等の発表が行われる前であっても、直ちに避難するよう患者等に対し、伝達する方法を計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

第2 避難対策等

・ 学校等において、避難地、避難路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を具体的に計画に明示するとともに、保護者との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努めるよう、指導及び助言を行う。

(略)

う、指導及び助言を行う。

第4 物資の備蓄

・ 学校等において、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために、必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資の備蓄計画を作成し、明示するよう、指導及び助言を行う。

(略)

第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

第1 津波に関する情報の伝達等

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

・ 大学病院等において、患者、観客、宿泊者等に対し、津波警報等を伝達する方法を明示するよう、指導及び助言を行う。

また、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、津波警報等の発表が行われる前であっても、直ちに避難するよう患者等に対し、伝達する方法を明示するよう、指導及び助言を行う。

第2 避難対策等

・ 学校等において、避難地、避難路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を具体的に明示するとともに、保護者との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努めるよう、指導及び助言を行う。

(略)

<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 大学病院等において、患者等の避難誘導方法及び避難誘導実施責任者を<u>計画</u>に明示するよう、指導及び助言を行う。(略) <p>第3 施設の管理又は運営に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 学校等において、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波来襲に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針を<u>計画</u>に明示するよう、指導及び助言を行う。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵又は取扱いを行う施設を有する学校等において、津波が来襲したときに生ずる可能性のある火災等を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施等の応急的保安措置に関する事項について、授業、実験、研究、治療等の状況及び時間帯を考慮して<u>計画</u>に具体的に明示するよう、指導及び助言を行う。 ・ (略) ・ (略) <p>第3節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 対策を<u>と</u>るべき期間等 (略)</p> <p>第3・第4 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p> <p>次の事項について、関係職員に対する地震防災上必要な教育の充実を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 大学病院等において、患者等の避難誘導方法及び避難誘導実施責任者を明示するよう、指導及び助言を行う。(略) <p>第3 施設の管理又は運営に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 学校等において、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波来襲に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針を明示するよう、指導及び助言を行う。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵又は取扱いを行う施設を有する学校等において、津波が来襲したときに生ずる可能性のある火災等を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施等の応急的保安措置に関する事項について、授業、実験、研究、治療等の状況及び時間帯を考慮して具体的に明示するよう、指導及び助言を行う。 ・ (略) ・ (略) <p>第3節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 対策を<u>取</u>るべき期間等 (略)</p> <p>第3・第4 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p> <p>次の事項について、関係職員に対する地震防災上必要な教育の充実を行う。</p>
--	--

また、都府県、市町村及び学校等において、関係職員及び児童生徒等に対する地震防災上必要な教育の充実並びに保護者等に対する広報を行うよう、指導及び助言を行う。

ア．南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ～コ （略）

第6節 （略）

第9編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

（略）

第1節 防災体制に関する事項

第1 文部科学省等における防災体制の整備

・ 文部科学省は、第2編 地震災害対策によるほか、本編で定めるところにより、地震防災対策を実施するとともに、学校等における地震防災対策の計画及び実施について、道県若しくは市町村の推進計画又は学校等における対策計画において具体的に定めるよう道県、市町村、国立学校等又は私立大学等に対し、必要な指導及び助言を行う。

・ （略）

・ 文部科学省は、日本海溝・千島海溝沿いで地震が発生し、気象庁が後発地震への注意を促す情報（以下「後発地震への注意を促す情報」という。）^{*1}を発信した場合においては、後発地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

※1 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域（「三陸・日高沖」や「十勝・根室沖」の海域）及び想定震源域に影響を与える外側のエリアでM7.0以

また、都府県、市町村及び学校等において、関係職員及び児童生徒等に対する地震防災上必要な教育の充実並びに保護者等に対する広報を行うよう、指導及び助言を行う。

ア．南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容

イ～コ （略）

第6節 （略）

第9編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

（略）

第1節 防災体制に関する事項

第1 文部科学省等における防災体制の整備

・ 文部科学省は、第2編 地震災害対策によるほか、本編で定めるところにより、地震防災対策を実施するとともに、学校等における地震防災対策の計画及び実施について、道県若しくは市町村の推進計画又は国立学校等若しくは私立大学等における対策計画において具体的に定めるよう道県、市町村、国立学校等又は私立大学等に対し、必要な指導及び助言を行う。

・ （略）

（新設）

上の地震が発生し、後発地震の発生が高まった場合に気象庁から発信される情報

第2 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

- ・ (略)
- ・ 道県、市町村及び学校等において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合及び後発地震への注意を促す情報等が発信された場合における的確な応急対策の実施のため、担当職員の緊急参集、災害対策本部等の設置等に関する事項について計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

第3 地震発生時の応急対策

- ・ 道県、市町村及び学校等において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における被害の防止・軽減のため、地震及び津波の状況、被害状況等の情報の収集・伝達、必要な要員の緊急参集・配置、通信の確保、施設の緊急点検・巡視、及び二次災害防止のための必要な措置等の必要な応急対策について計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

第4 物資の備蓄

- ・ 学校等において、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために、必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資の備蓄計画を作成し、計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

(略)

第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

第1 津波に関する情報の伝達等

- ・ (略)
- ・ (略)

第2 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

- ・ (略)
- ・ 道県、市町村及び学校等において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における的確な応急対策の実施のため、担当職員の緊急参集、災害対策本部等の設置等に関する事項について明示するよう、指導及び助言を行う。

第3 地震発生時の応急対策

- ・ 道県、市町村及び学校等において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における被害の防止・軽減のため、地震及び津波の状況、被害状況等の情報の収集・伝達、必要な要員の緊急参集・配置、通信の確保、施設の緊急点検・巡視、及び二次災害防止のための必要な措置等の必要な応急対策について明示するよう、指導及び助言を行う。

第4 物資の備蓄

- ・ 学校等において、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために、必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資の備蓄計画を作成し、明示するよう、指導及び助言を行う。

(略)

第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

第1 津波に関する情報の伝達等

- ・ (略)
- ・ (略)

- ・ (略)
- ・ 大学病院等において、患者、観客、宿泊者等に対し、津波警報等を伝達する方法を明示するよう、指導及び助言を行う。

また、施設が海岸近くにある場合には、津波警報等が発表されたとき又はそれらが発表される前であっても、強い揺れを感じたとき、又は、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに避難するよう患者等に対し、伝達する方法を計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

第2 避難対策等

- ・ 学校等において、避難地、避難路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を計画に具体的に明示するとともに、保護者との連絡方法を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努めるよう、指導及び助言を行う。

(略)

- ・ 学校等において、必要な安全確保対策を計画に明示する場合、強い揺れを感じたとき、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。(略)

- ・ 大学病院等において、患者等の避難誘導方法及び避難誘導実施責任者を明示するよう、指導及び助言を行う。避難誘導方法について、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮する。

- ・ (略)
- ・ 大学病院等において、患者、観客、宿泊者等に対し、津波警報等を伝達する方法を明示するよう、指導及び助言を行う。

また、施設が海岸近くにある場合には、強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、津波警報の発表が行われる前であっても、直ちに避難するよう患者等に対し、伝達する方法を明示する。

第2 避難対策等

- ・ 学校等において、避難地、避難路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を具体的に明示するとともに、保護者との連絡方法を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努めるよう、指導及び助言を行う。

(略)

- ・ 学校等において、必要な安全確保対策を計画に明示する場合、強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、又は、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること、揺れを感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること、津波注意報でも海水浴やいそ釣りを伴う学校教育活動は行わないことを原則とする。(略)

- ・ 大学病院等において、患者等の避難誘導方法及び避難誘導実施責任者を明示するよう、指導及び助言を行う。避難誘導方法について、避難路の凍結等によって避難が困難となることを踏まえ、冬期においても津波からの円滑な避難が確保できるよう配慮する。

その際、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合、その地域に予想される津波の高さより高い床標高を有する階(原則として3階以上)を指定避難所等とすることも考慮する。

第3 施設の管理又は運営に関する対策

- ・ (略)
- ・ 学校等において、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波来襲に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針を計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

(略)

- ・ 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵又は取扱いを行う施設を有する学校等において、津波が来襲したときに生ずる可能性のある火災等を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施等の応急的保安措置に関する事項について、授業、実験、研究、治療等の状況及び時間帯を考慮して計画に具体的に明示するよう、指導及び助言を行う。

・ (略)

- ・ 津波災害が発生するおそれがある学校施設について、津波対策を促進する。

第3節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達等

- ・ 後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等(以下「後発地震への注意を促す情報等」という。)について文部科学省、道県、市町村及び学校等の情報の伝達等の経路については、第

その際、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合、その地域に予想される津波の高さより高い床標高を有する階を指定避難所等とすることも考慮する。

第3 施設の管理又は運営に関する対策

- ・ (略)
- ・ 学校等において、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波来襲に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針を明示するよう、指導及び助言を行う。

(略)

- ・ 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵又は取扱いを行う施設を有する学校等において、津波が来襲したときに生ずる可能性のある火災等を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施等の応急的保安措置に関する事項について、授業、実験、研究、治療等の状況及び時間帯を考慮して具体的に明示するよう、指導及び助言を行う。

・ (略)

- ・ (新設)

- ・ (新設)

2節 第1に準ずる。

第2 対策をとるべき期間等

・ 道県，市町村及び学校等において，先発地震の発生から1週間，後発地震に対して注意する措置をとるものとし，その内容を計画に明示するよう，指導及び助言を行う。

第3 避難対策等

・ 津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき道県知事が設定する津波浸水想定（当該津波浸水想定が未設定の場合は，国が作成した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の津波による浸水想定に準じ，道県知事が設定し，公表した津波による浸水想定）において，日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の津波により浸水30cm以上の浸水が想定される区域に位置する幼稚園，小・中学校等にあつては，児童生徒等に対する保護の方法について，計画に明示するよう，指導・助言を行う。この場合において，学校の置かれている状況等に
応じ，児童生徒等の保護者の意見を聴取する等，実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。

・ 大学病院等において，患者，観客，宿泊者等に対し，後発地震への注意を促す情報等が発信された場合に伝達する方法及び患者等の保護等の方法について，個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮して計画に明示するよう，指導及び助言を行う。

第4 施設の管理又は運営に関する対策

・ 大学の動物実験施設等において，後発地震への注意を促す情報等が発信された場合，後発地震の発生後の危険防止の観点から所要の措置を講ずることとし，その具体的内容，実施方法等について計画に明示するよう，指導及び助言

を行う。

・ 学校等において、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置についての方針を計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

・ 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵又は取扱いを行う施設を有する学校等において、津波が襲来したときに生ずる可能性のある火災等を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施等の応急的保安措置に関する事項について、授業、実験、研究、治療等の状況及び時間帯を考慮して具体的に計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

第4節 防災訓練に関する事項

(略)

また、道県、市町村及び学校等において、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施し、その実施内容、方法等を計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

次の事項について、関係職員に対する地震防災上必要な教育の充実を行う。

また、道県、市町村及び学校等において、関係職員及び児童生徒等に対する地震防災上必要な教育の充実並びに保護者等に対する広報を行うよう、指導及び助言を行う。

ア. 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

ウ. 地震及び津波に関する一般的な知識

第3節 防災訓練に関する事項

(略)

また、道県、市町村及び学校等において、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施し、その実施内容、方法等を明示するよう、指導及び助言を行う。

第4節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

次の事項について、関係職員に対する地震防災上必要な教育の充実を行う。

また、道県、市町村及び学校等において、関係職員及び児童生徒等に対する地震防災上必要な教育の充実並びに保護者等に対する広報を行うよう、指導及び助言を行う。

(新設)

ア. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

イ. 地震及び津波に関する一般的な知識

<p><u>エ</u>. <u>後発地震への注意を促す情報等が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識</u></p> <p><u>オ</u>. 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p> <p><u>カ</u>. 各地域における避難地及び避難路に関する知識</p> <p><u>キ</u>. <u>後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に教職員等が果たすべき役割</u></p> <p><u>ク</u>. 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</p> <p><u>ケ</u>. 今後地震対策として取り組む必要のある課題</p> <p><u>コ</u>. その他必要と認める事項</p> <p>第<u>6</u>節 (略)</p>	<p><u>ウ</u>. 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識</p> <p><u>エ</u>. 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p> <p><u>オ</u>. 各地域における避難地及び避難路に関する知識</p> <p><u>カ</u>. 教職員等が果たすべき役割</p> <p><u>キ</u>. 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</p> <p><u>ク</u>. 今後地震対策として取り組む必要のある課題</p> <p><u>ケ</u>. その他必要と認める事項</p> <p>第<u>5</u>節 (略)</p>
<p>参照1 文部科学省防災連絡会議設置要領</p> <p>1. 構成</p> <p>(略)</p> <p>高等教育局 高等教育企画課長</p> <p> <u>大学教育・入試</u>課長</p> <p> 医学教育課長</p> <p> 国立大学法人支援課長</p> <p>(略)</p>	<p>参照1 文部科学省防災連絡会議設置要領</p> <p>1. 構成</p> <p>(略)</p> <p>高等教育局 高等教育企画課長</p> <p> <u>大学振興</u>課長</p> <p> 医学教育課長</p> <p> 国立大学法人支援課長</p> <p>(略)</p>
<p>参照2 文部科学省非常災害対策本部設置要領</p> <p>1～9 (略)</p> <p>別記1 (略)</p> <p>別記2 文部科学省非常災害対策本部非常災害庶務班</p> <p>1. 構成</p>	<p>参照2 文部科学省非常災害対策本部設置要領</p> <p>1～9 (略)</p> <p>別記1 (略)</p> <p>別記2 文部科学省非常災害対策本部非常災害庶務班</p> <p>1. 構成</p>

<p>(略)</p> <p>情報連絡係員 大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付職員 （参事官（施設防災担当）、<u>災害対策企画官及び防災・減災企画</u> <u>宣</u>を除く。） （略）</p> <p>資材係員（※1）大臣官房会計課用度班及び管理班職員（主査を除く。） <u>大臣官房政策課サイバーセキュリティ・情報化推進室職員</u> <u>大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付職</u> <u>員（参事官、災害対策企画官及び防災・減災企画官を除く。）</u></p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別記3 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>情報連絡係員 大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付職員 （参事官（施設防災担当）<u>及び</u>災害対策企画官を除く。） （略）</p> <p>資材係員（※1）大臣官房会計課用度班及び管理班職員（主査を除く。） <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別記3 (略)</p>
<p>参照3 文部科学省災害応急対策本部設置要領 1～5 (略)</p> <p>別記1 文部科学省災害応急対策本部 本部員名簿 (略)</p> <p>高等教育局 高等教育企画課長 <u>大学教育・入試</u>課長 医学教育課長 国立大学法人支援課長</p> <p>(略)</p>	<p>参照3 文部科学省災害応急対策本部設置要領 1～5 (略)</p> <p>別記1 文部科学省災害応急対策本部 本部員名簿 (略)</p> <p>高等教育局 高等教育企画課長 <u>大学振興</u>課長 医学教育課長 国立大学法人支援課長</p> <p>(略)</p>
<p>参照4～5 (略)</p>	<p>参照4～5 (略)</p>
<p>参照6 文部科学省地震災害警戒本部設置要領</p>	<p>参照6 文部科学省地震災害警戒本部設置要領</p>

<p>1～9 (略)</p> <p>別記1 (略)</p> <p>別記2 文部科学省地震災害警戒本部庶務班</p> <p>1. 構成</p> <p>(略)</p> <p>情報連絡係員 大臣官房文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)付職員 (参事官(施設防災担当)、<u>災害対策企画官及び防災・減災企画宣</u>を除く。)</p> <p>(略)</p> <p>資材係員(※1) 大臣官房会計課用度班及び管理班職員(主査を除く。)</p> <p><u>大臣官房政策課サイバーセキュリティ・情報化推進室職員</u> <u>大臣官房文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)付職員</u> <u>(参事官、災害対策企画官及び防災・減災企画官を除く。)</u></p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>1～9 (略)</p> <p>別記1 (略)</p> <p>別記2 文部科学省地震災害警戒本部庶務班</p> <p>1. 構成</p> <p>(略)</p> <p>情報連絡係員 大臣官房文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)付職員 (参事官(施設防災担当) <u>及び</u>災害対策企画官を除く。)</p> <p>(略)</p> <p>資材係員(※1) 大臣官房会計課用度班及び管理班職員(主査を除く。)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p>																
<p>参照7 文部科学省地震発生時非常参集要領</p> <p>1～3 (略)</p> <p>別紙1～3 (略)</p> <p>参考1 (略)</p> <p>参考2 平成13年5月25日中央防災会議主事会議申合せによる南関東地域</p> <table border="1" data-bbox="145 1193 770 1279"> <tr> <td>都</td> <td>県</td> <td>名</td> <td>地</td> <td>域</td> <td>名</td> <td>区</td> <td>域</td> </tr> </table>	都	県	名	地	域	名	区	域	<p>参照7 文部科学省地震発生時非常参集要領</p> <p>1～3 (略)</p> <p>別紙1～3 (略)</p> <p>参考1 (略)</p> <p>参考2 平成13年5月25日中央防災会議主事会議申合せによる南関東地域</p> <table border="1" data-bbox="1153 1193 1778 1279"> <tr> <td>都</td> <td>県</td> <td>名</td> <td>地</td> <td>域</td> <td>名</td> <td>区</td> <td>域</td> </tr> </table>	都	県	名	地	域	名	区	域
都	県	名	地	域	名	区	域										
都	県	名	地	域	名	区	域										

埼玉県	埼玉県南部	(略), <u>吉川市</u> , (略)
千葉県	千葉県北西部	(略)
東京都	23区	(略)
	多摩東部	(略)
	多摩西部	(略)
神奈川県	神奈川県東部	(略)

参考1～2 (略)

参照8 (略)

埼玉県	埼玉県南部	(略), <u>古川市</u> , (略)
千葉県	千葉県北西部	(略)
東京都	23区	(略)
	多摩東部	(略)
	多摩西部	(略)
神奈川県	神奈川県東部	(略)

参考1～2 (略)

参照8 (略)